

市の組織を変更しました

◎設置

保健医療や社会保険制度の推進、超高齢社会で増大する市民ニーズへの対応のため、次のとおり新設しました。

*保健医療担当部長

*保健福祉部地域包括ケア担当課長

◎変更

総務部防災課を防災安全課に変更し、市民部生活コミュニティ課の防犯に関する業務や都市整備部交通対策課の交通安全対策に関する業務を移行しました。

☆詳しくは、行政経営担当へ。



市の施策の基本となる計画を策定しました

各計画書は、市役所 2 階行政資料コーナーや市民図書館、市ホームページでご覧いただけます。



◎中期行財政運営計画

平成29年度に策定した行財政改革推進プランに続く新たな計画です。将来にわたって健全で持続可能な行財政運営を推進します。

◇計画期間 令和4年度から5年間

☆詳しくは、行政経営担当へ。

◎産業振興計画 農業部門詳細編

都市と共存し、都民生活に貢献する力強い都市農業を推進します。

◇計画期間 5年度から5年間

☆詳しくは、都市農業担当へ。

◎子ども・若者未来対策推進計画

すべての子どもや若者が安心して健やかに成長し、夢や希望を持って自立することにつながる施策を総合的に推進します。

◇計画期間 5年度から5年間

☆詳しくは、子ども育成支援担当

(アキシマエンス校舎棟内) ☎519-5715へ。

◎空家等対策計画

空家の発生を予防するとともに、適切に管理・活用し、良好な住環境の保護と活力あるまちづくりを推進します。

◇計画期間 5年度から10年間

☆詳しくは、住宅係へ。



国民年金のお知らせ

◎国民年金保険料の納付は期限内に

4月分～令和6年3月分の保険料は、月額1万6520円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで納付できます。また、クレジットカードや口座振替でも納付できます。まとめて前払い(前納)すると、保険料が割り引きになります。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金額が減額されますので注意しましょう。

☆詳しくは、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

◎退職したときは国民年金の手続きを

厚生年金に加入している会社員や公務員などが20～59歳で退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職した方に扶養されていた配

偶者も、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職日の分かる証明書(雇用保険被保険者離職票など)、基礎年金番号の分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカードを持って、市役所年金係または東部出張所で手続きしてください。

◎学生納付特例制度の申請を

学生も20歳になったら国民年金の加入者となり、保険料を納めなければなりません。しかし、収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、納付が猶予される学生納付特例制度があります(要件あり)。

【希望する方は申請を】

学生証または在学証明書と、基礎年金番号の分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカードを持って、市役所年金係または東部出張所で申請

してください。

【引き続き希望する方は】

令和4年度分の納付特例を受けている方が、引き続き5年度分の納付特例を希望する場合も、申請が必要です。日本年金機構から申請のためのはがきが送付された方は、記入し投函すれば申請が完了します。

【遡って申請できます】

申請時点の2年1か月前の月分まで申請できます。ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

◎納付が困難な方は相談を

50歳未満の方(学生を除く)で納付が困難な場合、保険料の納付が猶予される制度があります。本人及び配偶者の所得に要件がありますので相談してください。

☆詳しくは、市役所年金係へ。